

六甲アイランド^{くん}燻蒸施設指導要綱

〔昭和 63 年 1 月 18 日〕
環 境 局 長 決 定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、六甲アイランドにおける^{くん}燻蒸施設の設置及び使用に関し必要な事項を定め、関係者の責務を明確にすることにより、市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ^{くん}燻蒸施設 ^{くん}燻蒸の用に供する倉庫、上屋、^{くん}燻蒸庫、サイロ、コンテナ及び被覆用天幕その他これらに類する施設をいう。
- (2) ^{くん}燻蒸者 ^{くん}燻蒸施設の所有者若しくは管理者又は防除業者若しくは輸入業者であつて当該^{くん}燻蒸を実施するものをいう。
- (3) 有害物質 ^{くん}燻蒸作業に伴って生じる物質のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア シアン化合物
 - イ 臭化メチル
 - ウ ^{りん}燐化水素

(^{くん}燻蒸施設の設置の禁止等)

第 3 条 何人も別図に掲げる^{くん}燻蒸禁止区域内において^{くん}燻蒸施設を設置してはならない。

2 何人も別図に掲げる^{くん}燻蒸制限区域又はその他の区域内において次条の設備基準及び排出基準を満たさない^{くん}燻蒸施設を設置してはならない。

(設備基準等)

第 4 条 前条第 2 項の設備基準は、有害物質を排出する施設の構造、使用及び管理に関する基準とし、別表第 1 による。

2 前条第 2 項の排出基準は、有害物質の量等の許容限度に関する基準とし、有害物質の種類により排出口濃度基準と地上到達地点濃度基準及び敷地境界鉛直線上濃度基準に分ける。

3 排出口濃度基準並びに地上到達地点濃度基準及び敷地境界鉛直線上濃度基準は、別表第 2 及び別表第 3 による。この場合において、敷地境界鉛直線上濃度基準は、^{くん}燻蒸制限区域内において風が^{くん}燻蒸禁止区域の方向に吹いている場合にのみ適用する。

4 排出基準を適用する場合における有害物質の量等の測定は、別表第 2 又は別表第 3 の備考に掲げる方法により行う。

5 地上到達地点濃度の算出式及び敷地境界鉛直線上濃度の算出式は、別表第 4 及び別表第 5 のとおりとする。

(設置の承認)

第5条 燻蒸施設を設置しようとする者は、あらかじめ様式第1号による燻蒸施設設置申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、燻蒸施設の設置の承認をしたときは、様式第2号による燻蒸施設設置承認書を申請者に交付するものとする。

(実施制限)

第6条 燻蒸者は、前条第2項の燻蒸施設設置承認書を交付されるまでは、燻蒸を行ってはならない。

(勧告等)

第7条 市長は、燻蒸施設が第4条の設備基準等に適合しないと認めるときは、燻蒸者に対し、当該施設の構造を改善し、又は使用方法を変更し、その他公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は指示することができる。

(有害物質の測定等)

第8条 燻蒸者は、燻蒸後の廃ガスを排出するときは、排出口において有害物質の濃度を常時測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 前項の濃度測定の方法は、別表第3の備考に掲げる方法又は検知管法による。

3 第1項の測定結果及び風向風速計による計測結果の記録は、1年間保存しておかなければならない。

(報告)

第9条 市長は、燻蒸者に対し、この要綱の施行に関し必要な限度において、燻蒸施設の状況、有害物質の処理及び排出の方法その他必要な事項について報告を求めることができる。

(施行細目の委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局公害対策部大気管理課長^{*}が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年1月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に燻蒸を行っている者は、この要綱による承認を受けた者とみなす。

* 組織改正に伴い「公害対策部大気管理課長」は「環境保全課長」に読み替える。

別表第1（第4条関係）

設備基準

燻蒸制限区域	シアン化合物を排出する燻蒸施設	次に掲げる要件を満たすこと。 1 処理設備を有すること。 2 自記風向風速計を備えること。 3 連続濃度測定機を備えること。
	臭化メチル又は燻蒸施設	次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 1 処理設備を有し、自記風向風速計及び連続濃度測定機を備えること。 2 自記風向風速計、連続濃度測定機及び風向による自動排出制御装置を備えること。
その他の区域	シアン化合物を排出する燻蒸施設	次に掲げる要件を満たすこと。 1 処理設備を有すること。 2 風向風速計を備えること。
	臭化メチル又は燻蒸施設	次に掲げる要件を満たすこと。 風向風速計を備えること。
備考 この表に規定する処理設備とは、希釈のみによることなく吸収法、吸着法、触媒フィルター法その他の処理方法を用いた設備であって市長の承認を受けたものをいう。		

別表第2（第4条関係）

排出口濃度基準

物質名	濃度基準
シアン化合物	10 ppm
備考 測定方法 JIS K0109 に定めるイオン電極法又は4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法	

別表第3（第4条，第8条関係）

地上到達地点濃度基準及び敷地境界鉛直線上濃度基準

物質名	濃度基準
シアン化合物	0.06 ppm
臭化メチル	0.3 ppm
りん燐化水素	0.003 ppm
備考	
1 数値は，30分間の平均値とする。	
2 測定方法	
(1) シアン化合物 JIS K0109に定めるイオン電極法又は4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法	
(2) 臭化メチル 吸光光度分析法	
(3) りん燐化水素 吸光光度分析法	

別表第4（第4条関係）

地上到達地点濃度の算出式

燻蒸制限区域		$C = \frac{0.493 \times Q}{H^2} \times 10^5$
その他の区域	通常	$C = \frac{0.493 \times Q}{H^2} \times 10^5$
	風が燻蒸禁止区域の方向に吹いている場合	$C = \frac{0.986 \times Q}{H^2} \times 10^5$

C：地上到達地点濃度（ppm）

Q：有害物質の排出量（m³/秒）

H：実煙突高さ（m）

別表第5（第4条関係）

敷地境界鉛直線上濃度の算出式

$$C = \frac{4.654 \times Q \times \left\{ 1 + \exp \left[\frac{-278 \times H^2}{x^{1.75}} \right] \right\}}{x^{1.75}} \times 10^6$$

C：敷地境界鉛直線上濃度（ppm）

Q：有害物質の排出量（m³/秒）

H：実煙突高さ（m）

x：排出口から燻蒸禁止区域までの最短距離（m）

燻蒸施設設置申請書

平成 年 月 日

神戸市長 へ

申請者 住所 (法人にあっては、所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

印

燻蒸施設を設置したいので、六甲アイランド燻蒸施設指導要綱第 5 条
第 1 項の規定により次のとおり申請します。

事業場の名称	
事業場の所在地	神戸市東灘区
燻蒸施設の種類及び使用方法, 有害物質の排出方法等 別紙のとおり	
施設の設置年月日	
使用開始年月日	
備考	

備考 付近見取図, 施設配置図, 構造図, 排出口の構造図, 付帯設備の構造図
及び排出計算書を添付すること。

別紙

燻蒸施設の種類及び使用方法，有害物質の排出方法等

燻蒸施設の 種類	名 称		
	容 積		
燻蒸施設 の 使用 方法	使用の頻度 (回/月)		
	燻蒸対象物		
	燻蒸剤の種類		
	投薬量及び燻蒸時間		
	燻蒸後の庫内濃度		
有害物質 の 排 出 方 法	排気ガスの処理方法 (名称及び型式)		
	排出口濃度(最大値 ppm)		
	排出ガス量 (Nm ³ /時)		
	排出高さ 口径 (m)		
	排 出 時 間		
燻蒸禁止区域までの距離			
付 帯 設 備	測定機の設置	有 ・ 無	有 ・ 無
	測定機の種類		
	風向風速計	有 ・ 無	有 ・ 無
	記録計 (濃度) (風向風速)	有 ・ 無 有 ・ 無	有 ・ 無 有 ・ 無
	自動排出制御装置	有 ・ 無	有 ・ 無

燻蒸施設設置承認書

神環指第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった燻蒸施設の設置については、
六甲アイランド燻蒸施設指導要綱第5条第2項の規定により次のとおり承認
します。

承認番号			
事業場の名称			
事業場の所在地	神戸市東灘区		
燻蒸施設の種類等	種類	数	その他
承認の条件			
1 燻蒸施設の使用方法			
2 有害物質の排出方法			
3 燻蒸施設に必要な設備			
備考			